

受付番号

質問票（当日用）

令和 年 月 日

お名前（署名）

問1 今回行われる裁判の日程（〇月×日（水），25（木），26日（金），29日（月），30日（火），△月△日（木））で、裁判員になることに支障はありますか。

ア、ない イ、ある

問2 裏面の枠内のいずれかに該当する場合は、裁判員になることができません。いずれかに該当しますか。

ア、いずれにも該当しない イ、（ ）番に該当する。

問3 被告人又は被害者と関係があつたり、事件の捜査に関与するなど、この事件と何らかの関係がありますか。

ア、ない イ、ある

ある場合は、具体的にお書きください。

[ ]

問4 今回の事件のことを報道（新聞、テレビ、インターネット等）以外の方法で、事前に知っていましたか。

ア、いいえ イ、はい

問5 この裁判で、法令に従って、証拠に基づいて公平に判断することができますか。

ア、はい イ、いいえ

問6 その他、個別に話をしたい事情はありますか。

ア、ない イ、ある

※次の方は職業上の理由などで裁判員になることができません。

#### ◆国会議員、国の行政機関の幹部職員等のうち次の人

- 1 国会議員及び国務大臣
- 2 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員
  - イ 一般職の職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員（事務次官、外局の長、試験所・研究所の長、病院・療養所の長その他の人事院規則で定めるもの）
  - ロ 特定任期付職員のうち、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける人
  - ハ 特別職の職員のうち、特別職の職員の給与に関する法律別表第一及び別表第二の適用を受ける職員
  - ニ 防衛省の職員のうち、上記イ記載の指定職俸給表の適用を受ける職員、上記ロ記載の7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける特定任期付職員及び常勤の防衛大臣補佐官

#### ◆司法関係者、法律関係者等のうち次の人

- 3 裁判官、検察官及び弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下同じ。）並びに裁判官、検察官及び弁護士であった人
- 4 弁理士、司法書士及び公証人
- 5 司法警察職員としての職務を行う人
- 6 裁判所及び法務省の職員（非常勤の者を除く。）
- 7 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）
- 8 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人
- 9 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授、准教授
- 10 司法修習生

#### ◆その他次の人

- 11 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。）の長
- 12 自衛官
- 13 国家公務員となる資格を有しない人（次のイ～ニのいずれかに当てはまる人）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
  - ロ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ハ 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、一定の罪（国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪）を犯し刑に処せられた人
- 14 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人